

函館工業高等専門学校情報教育演習室規程

平成15年3月13日

函高専達第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)学術情報教育センター規程(平成15年3月13日函高専達第22号。以下「センター規程」という。)第4条第2項の規定に基づき、情報教育演習室(以下「演習室」という。)の管理運営及び組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 演習室は、本校の学生に対する情報教育並びに教職員の学術研究、情報処理及び研修を実施するために供することを目的とする。

(業務)

第3条 演習室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 演習室機器の運用と保守管理に関すること。
- 二 教育用マルチメディアシステムの運用と保守管理に関すること。
- 三 教職員及び学生に対する利用支援に関すること。
- 四 入学者選抜資料作成に関すること。
- 五 本校の広報活動等の支援に関すること。
- 六 その他演習室の運営に関すること。

(室)

第4条 演習室に次に掲げる室を置く。

- 一 プログラム演習室
- 二 CAD演習室
- 三 基礎情報処理演習室
- 四 図書演習室
- 五 専攻科情報演習室

(組織)

第5条 演習室は、センター規程第4条第1項で定める室長のほか、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 室員
- 二 学生課長

三 その他校長が必要と認めた者

(室員)

第6条 室員は、本校の教職員のうちから校長が指名する。

- 2 室員は、室長の命を受け、その業務を処理する。
- 3 第4条に定める室に室員を置き、前条第一号の室員をもって充てる。
- 4 前項の室員は第4条に定める室の管理を行う。
- 5 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 演習室に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第42号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第9号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和8年6月16日函高専達第1号)

この規程は、令和8年6月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。